2020-2027

第３次相模原市環境基本計画

Sagamihara-City The Basic Environmental Master Plan

概要版

令和２年 ３月策定

潤水都市 さがみはら

相模原市

第 3 次相模原市環境基本計画の策定に当たって

計画策定の背景と目的

- 本計画は、相模原市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画であり、平成 22（2010）年 3 月に策定された相模原市環境基本計画 2010-2019（平成 27 年 3 月中間改訂）の計画期間終了及び近年の社会情勢や環境の変化、新たな課題やニーズ等へ対応するために策定したものです。

計画の位置付けと関連計画との関係

- 本計画は、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化に対応しながら、環境の保全及び創造に関する施策の方向性を示すものです。環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

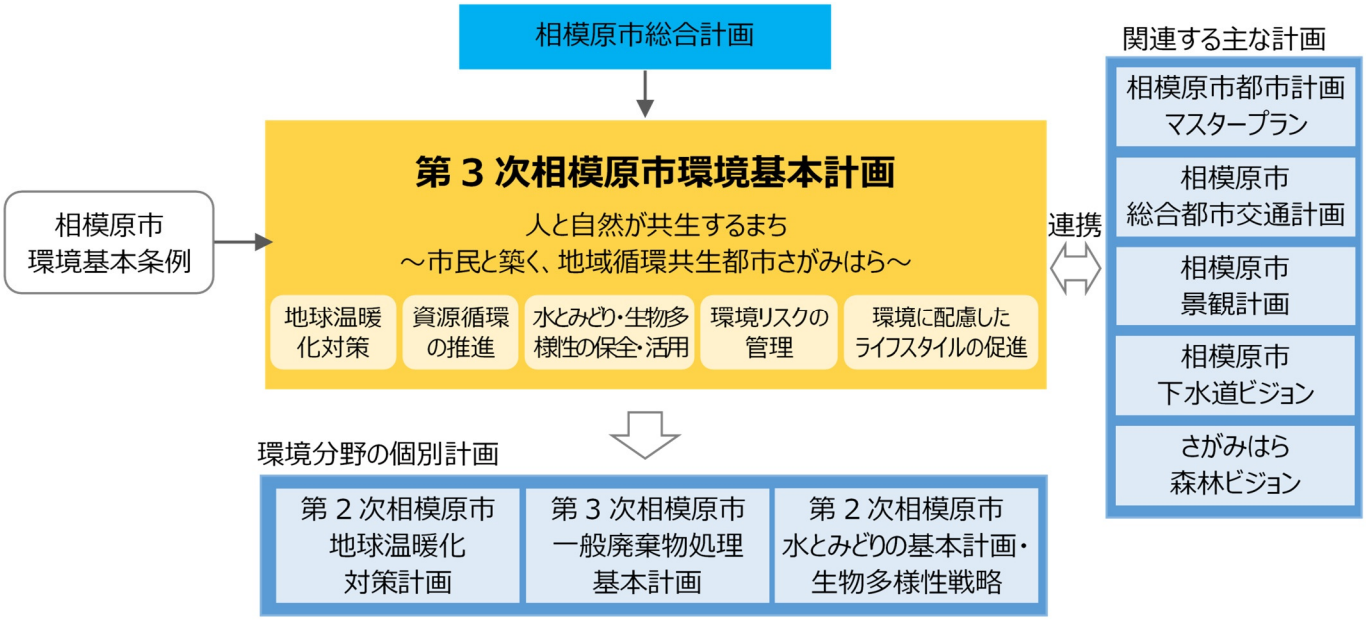

環境基本計画の位置付け

計画の期間

- 本計画の計画期間は、「相模原市総合計画」に合わせて令和 2（2020）年度から令和 9（2027）年度までの 8 年間とします。なお、本計画では、おおむね 20 年後のあるべき姿として「望ましい環境像」を設定し、その実現に向けた令和 9（2027）年度の目標を示しています。

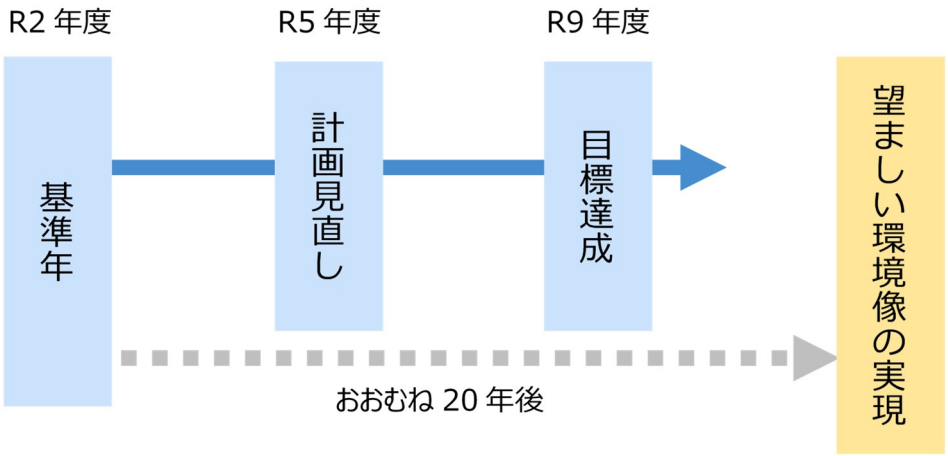

環境基本計画の期間

相模原市の概況

位置・人口・産業の状況

- 本市は、神奈川県の北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は 328.91km^{2}で神奈川県総面積の約 14%を占めています。

- 本市の総人口は、平成 27（2015）年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、令和元（2019）年の 72 万 3,056 人をピークとして、それ以後は減少することが見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26（2044）年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的に更に少子高齢化が進むと予測されています。

- 本市の産業の状況は、平成 26（2014）年時点において、事業所数は 2 万 4,010 箇所、従業者数は 26 万 5,283 人となっています。産業分類別の従業者数では第 3 次産業（サービス業）が約 8 割と従業者数の多くを占めていますが、卸売業・小売業（サービス業）の事業所数や従業者数は、減少傾向にあります。

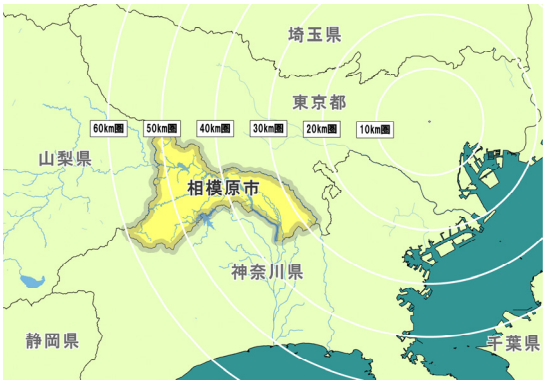

相模原市の位置図

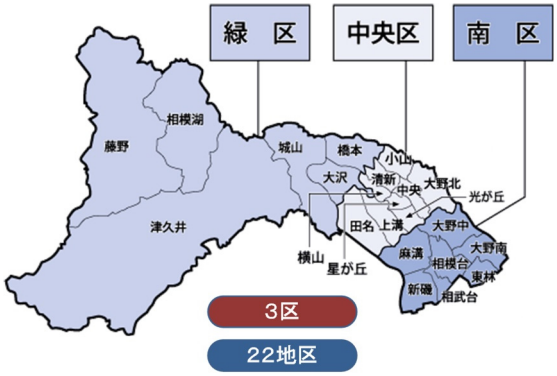

区域図

相模原市の地域区分

- 本計画では、土地利用が進み経済・社会の中心地となっている「都市部」と、水源地や良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する「中山間地域」の 2 地域に区分し、それぞれの現状と課題及び重点化するべき主な施策と取組例を整理しています。

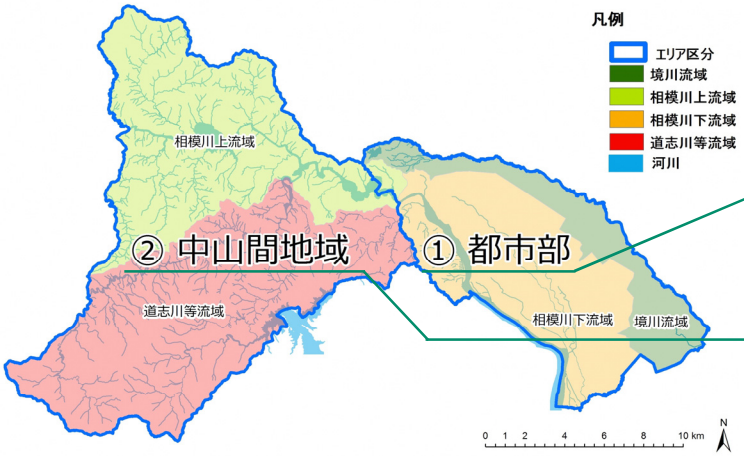

地域区分

都市部

都市部は、都市化が進み利便性が高まる一方で、緑地の消失や分断化などが課題とされています。リニア中央新幹線の新駅の設置や相模総合補給廠の一部返還等、社会動向への対応も重要であり、開発と環境の保全を両立するため、都市部の水辺やみどりの拠点を保全するための施策や温室効果ガス排出量を削減するための施策などに多様な主体と連携を図りながら取り組みます。

中山間地域

中山間地域は、森林の荒廃や鳥獣被害、ダム湖の水質悪化などの環境問題をはじめ、住民の高齢化や人口減少などの課題に直面しています。また、自然災害の増加など気候変動の影響の顕在化が懸念されています。当該地域ではこれらの対策のほか、豊かな自然環境を生かした、人と自然のふれあいを促進するための施策や森林資源等の利活用の促進などに取り組みます。

持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関連性

- SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1 つを達成しようとすれば他のゴールにも影響するというように相互に連関する体系とされています。本計画では、12 のゴールについて 5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性を整理しました。本計画の施策によって、SDGs を通じた地域・グローバルの双方において持続可能なまちづくりに貢献していきます。

関連する SDGs のゴール	施策推進による貢献の内容※
飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業をすすめる	・ごみの減量化等による食品ロスの減少 02
すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進する	・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施 04
質の高い教育をみんなに 全ての人への公正な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する	・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進 05
安全な水とトイレを世界中に 全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する	・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化 01 ・自然生態系の保護・回復 03 ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全 04
エネルギーをみんなにそしてクリーンに 安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーが使えるようにする	・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化 01 ・清掃工場における発電や資源の有効活用 02
産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする	・低炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成 01 ・ごみ資源の利用効率の向上 02
住み続けられるまちづくりを 国内及び国家間の格差と不平等を減少させる	・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進 01 ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進 02 ・公園整備や水辺環境等の保全 03 ・大気環境や水環境等の生活環境の保全 04
つくる責任使う責任 生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する	・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進 02 ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進 04 ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進 05
気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和 01 ・緑地の保水機能の維持による集中豪雨等の気候変動影響への適応 03
海の豊かさを守ろう 海と海洋資源を守り、持続可能な利用を促進する	・ごみ（プラスチックごみ等）の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止 02
陸の豊かさも守ろう 陸の生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める	・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成 01 ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全 03 ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 04
パートナーシップで目標を達成しよう 目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する	・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進 05

※）直接的な貢献が期待される基本目標　01:地球温暖化対策、02:資源循環の推進、03:水とみどり・生物多様性の保全・活用、04:環境リスクの管理、05:環境に配慮したライフスタイルの促進

相模原市が目指す環境像

望ましい環境像

人と自然が共生するまち
～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

地域循環共生都市さがみはらのイメージ

基本目標

- 望ましい環境像と 5 つの基本目標の体系は下図のとおりです。分野別に①～④の基本目標を設定し、施策全般の土台となる人づくり・仕組みづくりとして横断的な基本目標⑤「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

望ましい環境像

人と自然が共生するまち
～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

望ましい環境像を実現するための
5 分野の基本目標を設定

5 つの基本目標

①地球温暖化対策	②資源循環の推進	③水とみどり・生物多様性の保全・活用	④環境リスクの管理
低炭素社会が実現しているまち 気候変動に適応しているまち	ともにつくる資源循環都市	水源を育み恵み豊かな自然を次世代へ	安全で快適な生活環境の実現

⑤環境に配慮したライフスタイルの促進

環境保全の人づくり・仕組みづくり

施策体系図

望ましい環境像	基本目標	施策	取組方針	関連する環境分野の個別計画
人と自然が共生するまち ～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～	**地球温暖化対策** **低炭素社会が実現しているまち**	再生可能エネルギーの利用促進	地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進	第２次相模原市 地球温暖化対策計画
		省エネルギー活動の促進	低炭素ライフスタイルの推進、 設備・機器や建築物の省エネルギー化の促進	
		低炭素型まちづくりの推進	低炭素型の都市の形成、 自動車交通の低炭素化の促進、 将来を見据えたまちづくり、水素エネルギーの利用促進	
	気候変動に適応しているまち	いきいきとした森林の再生	健全な森林の保全と育成	
		気候変動適応策の推進	気候変動に強いまちづくり	
	資源循環の推進 **ともにつくる資源循環都市**	ごみの更なる削減	家庭系ごみの減量化・資源化、 事業系ごみの減量化・資源化	第３次相模原市 一般廃棄物処理基本計画
		ごみの適正な処理	ごみ処理体制の整備、 不適正処理防止対策	
	水とみどり・生物多様性の保全・活用 **水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ**	生物多様性の保全と活用	生物の保護と適正管理	第２次相模原市水とみどりの 基本計画・生物多様性戦略
		みどりの保全と活用	緑地の保全、 緑化の推進、 里地里山の保全と活用、 持続的な農林業の振興、公園の整備と適正管理、 親緑空間の充実	
		水辺環境の充実	水循環機能の向上、 水辺環境の保全と再生、 親水空間の充実	
	環境リスクの管理 **安全で快適な生活環境の実現**	環境リスクの管理による生活環境の保全	大気環境の保全、 水環境の保全、 土壌・地下水汚染の防止、 騒音・振動・悪臭対策等の推進、 化学物質対策の推進	
	環境に配慮したライフスタイルの促進 **環境保全の人づくり・仕組みづくり** **（４つの基本目標を達成するための仕組みづくり）**	［環境教育等行動計画］ 環境を守る担い手の育成	職場等における環境保全活動、 環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進、 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供、 体験の機会の場の認定・提供、 各主体間の協働取組の在り方の検討	第２次相模原市 地球温暖化対策計画 第３次相模原市 一般廃棄物処理基本計画 第２次相模原市水とみどりの 基本計画・生物多様性戦略
		複雑・多様化する環境問題への体制整備	拠点機能整備及び情報の積極的公表	
		まちづくりにおける環境配慮の促進	環境影響評価制度の充実	

施策内容

基本目標 1　地球温暖化対策

目指す姿

低炭素社会が実現しているまち
気候変動に適応しているまち

達成の目安となる指標

市域の二酸化炭素排出量（万 t－CO_2）

基準値	中間目標	最終目標
421.9 万 t－CO_2 (平成 25 年度)	357.4 万 t－CO_2 (令和 5 年度)	331.6 万 t－CO_2 (令和 9 年度)

気候変動に伴う影響に備えている市民の割合（%）

基準値	中間目標	最終目標
83.1% (令和元年度)	89.1% (令和 5 年度)	95.1% (令和 9 年度)

関連計画　第 2 次相模原市地球温暖化対策計画

1　再生可能エネルギーの利用促進

住宅等への太陽光発電・太陽熱利用の導入促進や農地を活用したソーラーシェアリングなど、地域の自然的特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進します。

2　省エネルギー活動の促進

COOL CHOICE の推進などの低炭素ライフスタイルの推進や、ZEH や ZEB 等の設備・機器、建築物の改修支援を行います。

3　低炭素型まちづくりの推進

都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進、次世代クリーンエネルギー自動車の普及など、低炭素型まちづくりを推進します。

4　いきいきとした森林の再生

水源の森林づくり事業や整備事業などの取組を行い、森林における温室効果ガスの吸収を促す施策を展開していきます。

5　気候変動適応策の推進

自然災害、健康、自然生態系などの分野における適応策を実施し、気候変動の影響の回避・軽減を図ります。

基本目標 2　資源循環の推進

目指す姿

ともにつくる資源循環都市

達成の目安となる指標

ごみ総排出量（t/年）

基準値	中間目標	最終目標
227,222 t/年 (平成 29 年度)	220,000 t/年以下 (令和 5 年度)	216,000 t/年以下 (令和 9 年度)

最終処分量（t/年）

基準値	中間目標	最終目標
21,796 t/年 (平成 29 年度)	21,000 t/年以下 (令和 5 年度)	20,000 t/年以下 (令和 9 年度)

関連計画　第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画

1　ごみの更なる削減

マイバッグやマイボトル等の利用促進による過剰包装やレジ袋の削減など家庭系ごみの減量化・資源化と、食品ロスの削減など事業系ごみの減量化・資源化を行います。

2　ごみの適正な処理

清掃工場や最終処分場などの整備、改修を行い、ごみ処理体制の整備を行うとともにエネルギーや資源の有効活用を図ります。また、不法投棄防止のためのパトロールを行うなど、不適正処理への対応を行います。

常設フードドライブ回収食品

基本目標３　水とみどり・生物多様性の保全・活用

目指す姿

水源を育み　恵み豊かな自然を次世代へ

達成の目安となる指標

生物多様性の認知度（%）

基準値	中間目標	最終目標
67.4% (令和元年度)	71.0% (令和５年度)	75.0% (令和９年度)

緑地面積（ha）

基準値	中間目標	最終目標
22,113ha (平成 30 年度)	22,113ha (令和５年度)	22,113ha (令和９年度)

私有林の整備面積（ha）

基準値	中間目標	最終目標
1,127ha (平成 30 年度)	1,262ha (令和５年度)	1,370ha (令和９年度)

関連計画　第２次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略

1　生物多様性の保全と活用

生物多様性の保全を推進していくために、市民・事業者など市内の様々な主体に、生物多様性を保全することの意義について啓発していきます。また、アライグマなどの特定外来生物の防除など、生物多様性を健全な状態で維持します。

2　みどりの保全と活用

都市部では、屋上、生垣、既存建物などの緑化や公園の整備、自然とのふれあいの場の提供などを推進します。中山間地域では、生物の生息・生育環境や防災機能としても重要な役割を持つ森林、里地里山等の自然環境の保全・再生を図ります。

3　水辺環境の充実

人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを享受することができるよう、水源かん養機能などの維持増進を行います。また人々が水辺とふれあえる拠点の整備・活用の推進を行います。

基本目標４　環境リスクの管理

目指す姿

安全で快適な生活環境の実現

達成の目安となる指標

大気の環境基準を達成した地点の割合（%）

基準値	中間目標	最終目標
86% (平成 30 年度)	86% (令和５年度)	86% (令和９年度)

公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点割合(%)

基準値	中間目標	最終目標
87% (平成 30 年度)	88% (令和５年度)	89% (令和９年度)

騒音の環境基準を達成した地点の割合（%）

基準値	中間目標	最終目標
89% (平成 30 年度)	89% (令和５年度)	89% (令和９年度)

化管法に基づく化学物質の環境への排出量（t）

基準値	中間目標	最終目標
284t (平成 29 年度)	275t (令和５年度)	267t (令和９年度)

事業所などへの立入検査の実施回数（回）

基準値	中間目標	最終目標
202 回 (平成 30 年度)	204 回 (令和５年度)	205 回 (令和９年度)

1　環境リスクの管理による生活環境の保全

大気環境や水環境の保全をするために、環境監視、立入検査などを継続的に実施し測定を行います。また、土壌、地下水汚染を防ぐために、環境監視とともに定期パトロールなども実施します。

騒音、振動、悪臭対策の問題解決に向けて、調査測定体制の充実や発生源対策の推進、相談体制の充実を図っていきます。

化学物質対策を推進するために、環境監視、立入検査などを継続的に実施し測定を行います。また事業者、市民、行政が情報を共有し、理解、意思疎通を図ることで環境リスクに関する良好な関係を築けるよう取り組みます。

微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析

基本目標５　環境に配慮したライフスタイルの促進

目指す姿

環境保全の人づくり・仕組みづくり

達成の目安となる指標

環境意識の醸成度（日常生活において環境に配慮している市民の割合）（%）

基準値	中間目標	最終目標
49.9% (令和元年度)	53.9% (令和５年度)	57.9% (令和９年度)

環境学習講座の参加人数（人）

基準値	中間目標	最終目標
3,788 人 (平成 30 年度)	4,070 人 (令和５年度)	4,300 人 (令和９年度)

さがみはら環境まつりの様子

1　環境を守る担い手の育成

環境配慮行動を促すためには、環境問題への理解を深め、環境保全に対する意欲の増進を図ることが重要です。そのため、家庭、学校、職場、社会又は地域といった、あらゆる主体や場面で環境教育に関する取組を進めるとともに、これらの多様な主体の連携による人づくり・仕組みづくりの取組を推進します。

2　複雑・多様化する環境問題への体制整備

市民や事業者による取組を推進するため、環境に関する情報を一元的に収集・発信する体制づくり、及び、最新の科学的知見に基づく調査・研究・対策に向けた体制づくりを行います。

3　まちづくりにおける環境配慮の促進

持続可能な社会を構築していくためには、まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化し、環境負荷を低減していく必要があります。現行の環境影響評価制度を適切かつ効果的に運用するとともに、条例の対象外である事業における環境配慮の確保に向けた検討を行うことにより、環境負荷の少ない社会を目指します。

環境を守る担い手の育成、複雑・多様化する環境問題への体制整備　[環境教育等行動計画]

- 国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行し、その中で「環境教育等行動計画」の策定を求めています（本計画は、この「環境教育等行動計画」に位置付けられます。）。
- 近年は持続可能な開発のための教育である ESD（Education for Sustainable Development）がうたわれ、環境、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動が必要とされています。
- 複雑・多様化する環境問題を解決するためには、環境問題への理解を深め、周囲を巻き込みながら自ら環境に配慮した行動を実行できる人材を育成することと、環境に関する情報の一元的な収集・整備が重要です。
- 本計画の「環境を守る担い手の育成、複雑・多様化する環境問題への体制整備（環境教育等行動計画）」では、多様な主体の連携による人づくり・仕組みづくりを行うとともに、環境情報センターの機能強化や環境問題に対する調査・研究・情報収集・発信などによる環境政策に関する基盤の整備を行い、環境・経済・社会が相互に連携しながら持続的に発展していく社会を目指します。

計画の推進に向けて

推進体制

- 本計画が目指す「人と自然が共生するまち　～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するためには、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関連部局や、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。本計画の推進に当たっては、国や県、その他政令指定都市や近隣自治体、九都県市首脳会議等とともに綿密に連携・協力を図り、課題解決を行っていきます。

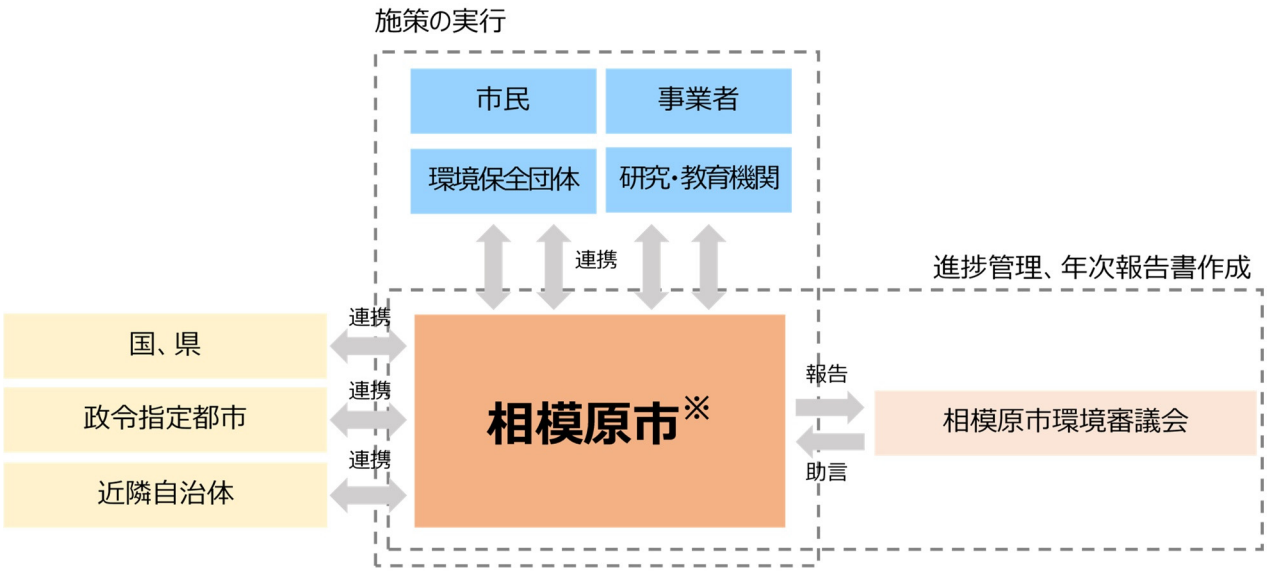

環境基本計画の推進体制

※）環境情報センター、市立博物館、市内小中学校等を含む

進行管理・評価

- 本計画の進行管理及び評価は PDCA サイクルに基づき実施します。

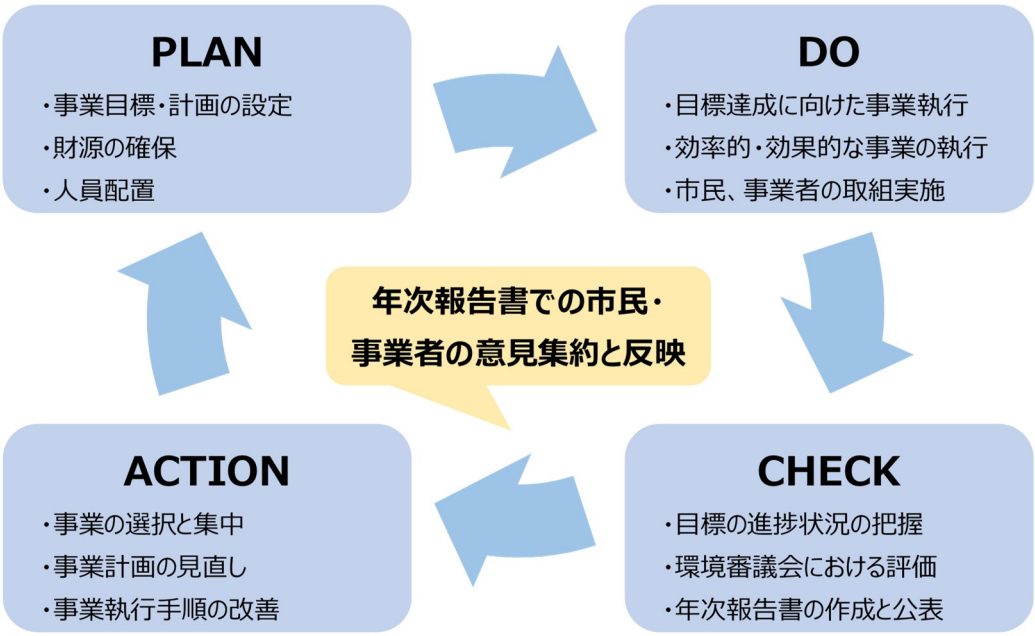

PDCA による施策の進行管理

発行日／令和2年3月
発行者／相模原市
編　集／環境経済局　環境共生部　環境政策課
〒252-5277　神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話：042-769-8240

古紙パルプ配合率80％再生紙を使用